

福岡県南広域水道企業団公告第2号

荒木浄水場運転管理等業務委託に係る公募型プロポーザル方式による手続きについて、次のとおり公告する。

令和7年8月1日

福岡県南広域水道企業団 企業長 甲斐田 忠之

1 業務の概要

(1) 業務名 荒木浄水場運転管理等業務委託

(2) 業務内容 業務内容は、企業団職員が指示する次の業務とする。

なお、業務の詳細については、要求水準書に記載のとおりとする。

- ア 水道施設の運転監視、導送水量の調整
- イ 原水、浄水処理工程及び送水の水質監視
- ウ 荒木浄水場水処理指針等に基づく浄水処理薬品の注入設定
- エ 各施設の入退場に係る業務及びセキュリティ対策
- オ 浄水場及び排水処理場の巡視点検
- カ 浄水処理工程の簡易水質検査（毎日試験、ジャーテスト等）
- キ 日常点検（週例・月例・年点検）の実施
- ク 排水処理施設及び天日乾燥場関連業務（スラッジ搬出、処分除く）
- ケ 浄水処理モニター及び魚類監視装置の監視と清掃
- コ 水質自動計器、屋外機器、薬注設備等の定期点検
- サ 高度な専門技術、高額な部品等交換を伴わない修繕及び復旧作業
- シ 水道施設に甚大な影響がある事故等への対応
- ス 採水業務、試料水運搬及び水質検査器具の洗浄業務
- セ 水道用薬品の調達に係る業務
- ソ 本業務に必要な物品、定期点検の交換部品及び消耗品の調達と在庫管理
- タ 小学校社会科見学等に係る業務
- チ 業務に関する日誌等の記録整理、その他業務等関連する文書等の作成
- ツ 前各号のほか付随する業務で、必要に応じ指示する業務

(3) 業務期間

ア 業務委託準備及び研修、引継ぎ期間

契約締結の日より、受託者の負担と責任において業務従事者の確保を行い、万全の準備をするものとする。また、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間は、受託者の負担での研修及び引継ぎ期間とする。

イ 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

(4) 業務場所及び業務範囲

ア 業務場所

久留米市荒木町白口 5 5 荒木浄水場

イ 業務範囲

当企業団が管理する下記の施設とする。

東櫛原取水口、東櫛原取水場、原水調整池取水塔、八女水源地、荒木浄水場、
藤山系送水ポンプ場、藤山調整池、高田中継ポンプ場、各構成団体受水施設に
設置している機器類、導・送水管路

2 見積限度額

(1) 本業務委託の上限価格は、次のとおりである。

業務委託料 6 4 6, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税抜き）

※物品等購入費用を除く。

(2) 留意事項

価格提案書に記載する金額（消費税及び地方消費税抜き）が上限価格（消費税及び地方消費税抜き）を超えた場合は失格とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。

(2) 福岡県南広域水道企業団指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けてない者であること。

(3) 当企業団の業務委託における競争入札参加資格者名簿において、浄水施設等運転管理で登録されている者であること。

(4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は同法第6号に規定する暴力団員等でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員等でないこと。
- (7) 法人として登録されている者で、九州に本社又は営業所を置く団体であること。
- (8) 自社で雇用している水道技術管理者かつ水道施設管理技士2級以上を有する総括責任者を配置できること。
- (9) 平成28年度以降、元請として公称施設能力50,000m³/日を超える沈殿ろ過方式の浄水場において、運転管理業務の受託実績が2年以上あること。
- (10) 単独企業による応募とすること。

4 選考方法

プロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を荒木浄水場運転管理等業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、優先交渉権者の選定を行う。

5 応募手続等

(1) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒830-0062

福岡県久留米市荒木町白口55

福岡県南広域水道企業団 施設部 浄水管理課

電話番号 0942-27-1561

FAX 番号 0942-27-1795

電子メール josuikakari@sflower.or.jp

企業団ホームページ <https://www.sflower.or.jp/>

(2) 実施要項等の交付

実施要項、要求水準書等の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月12日（火）までの8時30分から17時15分まで。ただし、土日祝日を除く。

イ 交付場所

上記「5（1）書類の提出先及び問い合わせ先」に同じ（当企業団ホームページでもダウンロード可）

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- ①参加申込書（様式1） 1部

【添付書類】

- i 参加資格に係る申立書（様式2）
- ii 水道技術管理者及び水道施設管理技士2級以上の資格を有することの証し、及びその該当者が団体に雇用されていることを示す証明書等の写し
- iii 浄水場運転管理業務の受託実績を示す契約書、仕様書等の写し（「3 参加資格（9）を証明するもの」

- ②団体概要（様式5） 1部

【添付書類】

- i 直近3ヵ年度分の決算関係書類の写し（貸借対照表及び損益計算書又は決算書）
- ii 定款、規約等

- ③企画提案書（表紙：様式6） 8部

提案書の構成は、別紙『荒木浄水場運転管理等業務委託公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」とする）』によること

- ④価格提案書（様式7） 1部

長形3号の封筒に入れ、印鑑で封筒の綴じ目3箇所に封印をして提出すること

- ⑤委任状（様式8） 1部

イ 提出期間及び時間

- ①参加申込書、委任状については、令和7年8月1日（金）から令和7年8月12日（火）17時15分まで

- ②企画提案書、団体概要、価格提案書については、令和7年10月1日（水）から令和7年10月8日（水）17時15分まで
（プロポーザル参加資格を有すると認められた者のみ提出すること。）

ウ 提出方法

郵送にて提出すること。なお、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、当企業団はその責めを負わない。

（4）企画提案に係るプレゼンテーション

実施日 令和7年10月24日（金）予定

（応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。）

(5) 審査結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、審査結果を通知する。

(様式 11、様式 12)

6 失格となる場合

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が、「2 (1)」の上限価格を超過した場合

7 その他

詳細は、実施要項、要求水準書によるため、参加希望者は必ず確認すること。